明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○国立研究開発法人国立環境研究所の業務運営並びに財務及び会計等に関する省令及び独立行政法人環境再生保全機構に関する省令の一部を改正する省令（**環境**三）　一

〔告　示〕

○キゴマ港改修計画のための贈与に関する日本国政府とタンザニア連合共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**外務**八三）　二

○ナイジェリア連邦共和国における循環型経済の実践を通した持続可能なプラスチックのバリューチェーン促進計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合工業開発機関との間の書簡の交換に関する件（**同**八四）

○円借款の供与に関する日本国政府とタンザニア連合共和国政府との間の二の書簡の交換に関する件（**同**八五）

○円借款の支出期間の延長に関する日本国政府とボツワナ共和国政府との間の口上書の交換に関する件（**同**八六）

○国立障害者リハビリテーションセンターの病院に置く診療科の一部を改正する件（**厚生労働**五〇）　四

○放射性医薬品基準の一部を改正する件（**同**五一）

○保安林の指定をする件（**農林水産**四九七～五〇七）

○保安林の指定を解除する件（**同**五〇八～五一一）

○種苗法第十八条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録及び届出に係る事項を公示する件（**同**五一二）

○中小企業信用保険法第二条第五項第四号の事由及び地域を改正する件（**経済産業**三〇）

○アメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、共同使用及び追加提供が決定された件（**防衛**三一）

○都市計画に関する件（**近畿地方整備局**三二）

○道路に関する件（**中国地方整備局**一九～二五）

〔国会事項〕

〔人事異動〕

警察庁　法務省　厚生労働省　最高裁判所

〔公　告〕

諸事項

官庁

財団、共同研究者の募集関係

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係

会社その他

省令

○環境省令第三号

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第三十九条第一項の規定に基づき、国立研究開発法人国立環境研究所の業務運営並びに財務及び会計等に関する省令及び独立行政法人環境再生保全機構に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年三月二日　環境大臣　山口　壮

国立研究開発法人国立環境研究所の業務運営並びに財務及び会計等に関する省令及び独立行政法人環境再生保全機構に関する省令の一部を改正する省令

（国立研究開発法人国立環境研究所の業務運営並びに財務及び会計等に関する省令の一部改正）

第一条　国立研究開発法人国立環境研究所の業務運営並びに財務及び会計等に関する省令（平成十三年環境省令第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
（会計監査報告の作成）	（会計監査報告の作成）
第十六条　（略）	**第十六条**　（略）
2　（略）	2　（略）
3　会計監査人は、通則法第三十八条第一項に規定する財務諸表並びに同条第二項に規定する事業報告書及び決算報告書を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする会計監査報告を作成しなければならない。	3　会計監査人は、通則法第三十八条第一項に規定する財務諸表並びに同条第二項に規定する事業報告書及び決算報告書を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする会計監査報告を作成しなければならない。
一～三　（略）	一～三　（略）
四　第二号の意見があるときは、事業報告書（会計に関する部分を除く。）の内容と通則法第三十九条第一項に規定する財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書の内容又は会計監査人が監査の過程で得た知識との間の重要な相違等について、報告すべき事項の有無及び報告すべき事項があるときはその内容	（新規）
五～七　（略）	四～六　（略）
4　前項第五号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に関して説明を付す必要がある事項又は財務諸表の内容のうち強調する必要がある事項とする。	4　前項第四号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に関して説明を付す必要がある事項又は財務諸表の内容のうち強調する必要がある事項とする。
一　会計方針の変更	一　正当な理由による会計方針の変更
二・三　（略）	二・三　（略）